

10 月上旬号  
2013 年

# 国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行2次）〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1 市役所12階 文化国際課内  
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

## 是否收到健康保险证。未收到者请与资格给付课联系(06-4309-3167)。

あたらしいほけんしょうは届きましたか。まだ届いていない方は、資格給付課(06-4309-3167)までご連絡ください。

<p><b>東大阪都市清掃施設組合 招聘職員</b></p> <p>有无日本国籍都能参加考试。交替制有夜班。</p> <p>◇考试资格・预定录取人数</p> <p>【上级(技术&lt;电气・机械&gt;)]</p> <p>1984年4月2日以后出生,根据学校教育法已经大学(除去大专)或是已经高中专科学校(除去职业学校、仅有专业课程专科学校)的各个专业课程的毕业生,以及预计明年3月可以毕业的,另外,各个专业课程的结业者或是预计明年3月可以结业者。电气・机械 各1名</p> <p>【初级(电气)]</p> <p>1989年4月2日~1996年4月1日之间出生,有相当于高中专业课程学力的毕业生。1名</p> <p>◇考试日: 第1次 10月27日(周日)</p> <p>◇受理期间: 10月1日(周二) ~ 10月16日(周三)</p> <p>(除去周六、日・节日)</p> <p>◇报名表可在东大阪都市清掃施設組合领取。也可从市政府网页上下载。</p>	<p>ひがしおおさかと しせいそうしせつくみあい しょくいん ぼしゅう 東大阪都市清掃施設組合で職員を募集</p> <p>にほんこくせき うむ じゅけん □こうたいせい やかん 日本国籍の有無にかかわらず受験できます。交替制で夜間勤務があります。</p> <p>◇受験資格・採用予定人数</p> <p>【上級 (技術&lt;電気・機械&gt;)]</p> <p>しょうわ ねん がつ にちいこう う がっこうきょういくほう だいがく 昭和59年4月2日以降に生まれ、学校教育法による大学(短大を除く)または、高等専門学校(専修学校、専門学校を除く)の専攻科をすでに卒業または来年3月に卒業見込み、それぞれの専門課程を修了または来年3月に修了見込みの方。電気・機械 各1名</p> <p>【初級(電気)]</p> <p>へいせいねん がつ にち へいせい ねん がつ にち あいだ う 平成元年4月2日から平成8年4月1日までの間に生まれ、こうとうがっこう せんもんかていしゅうりょうていど がくりよく ゆう かた めい 高等学校の専門課程修了程度の学力を有する方。1名</p> <p>◇試験日: 第1次 10月27日(日)</p> <p>うけつけきかん がつ にち か がつ にち すい ◇受付期間: 10月1日(火)~10月16日(水)</p> <p>(土・日・祝日を除く)</p> <p>◇申込書は東大阪都市清掃施設組合で交付。ホームページからもダウンロードできます。</p>
<p>申請・询问处: 東大阪都市清掃施設組合 TEL 072-962-6021 / FAX 072-962-6125</p>	<p>もうしこみ といいあわせさき ひがしおおさかと しせいそうしせつくみあい 申込・問合先 東大阪都市清掃施設組合</p>
<p><b>儿童津贴</b></p> <p>2013年6月~2013年9月の儿童津贴费将在10月15日(周二)汇入银行帐号。</p> <p>但是,没有递交2013年度的现状调查表的人或是9月20日以后递交者将在11月以后才能汇入。</p>	<p>じどうてあて 児童手当</p> <p>へいせい ねん がつ へいせい ねん がつぶん じどうてあて がつ にち か 平成25年6月~平成25年9月分の児童手当は10月15日(火)がふりこみび 振込日です。</p> <p>ただし、平成25年度の現況届をまだ提出していない方や9月にちいこう ていしゅつ かた がつこく ぷりこ 20日以降に提出された方は11月以降の振込みとなります。</p>
<p>询问处: 国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>といいあわせさき こくみんねんきんか 問合先: 国民年金課</p>
<p><b>希望入保育所者请在10/31之前提出申请</b></p> <p>以家有未满6岁的学龄前儿童,因某些情况自己不能照顾希望明年能进保育所的人为对象,今年3月以前提出过申请的人也必须重新提出申请。今年4月2日~明年2月3日之间出生的新生儿的入所申请截至到明年2月17日(周一)为止。金剛保育所还招收入所儿童(从1岁开始)。</p>	<p>ほいくしょにゆうじょうきぼうしや がつ にち もう こ 保育所入所希望者は10月31日までに申し込みにください</p> <p>さいみまん しゅうがくまえ こ ほいく じじょう 6歳未満(就学前)の子どもがいて、保育できない事情があるらいねんど にゆうじょう きぼう かた たいしゅう ことし がついでん もう こ 来年度の入所希望する方が対象です。今年の3月以前に申し込んでる方も再度申請が必要です。また、今年4月2日から来年2月にち うち さいじ らいねん がつ にち げつ うけつけ 3日までに生まれた0歳児は、来年2月17日(月)まで受付します。かなおかほいくしょ ぼしゅう さいじ 金剛保育所の募集もあります。(1歳児から)</p>



申請・询问处：各福祉事務所 育児支援系 东福祉事務所 TEL 072-988-6619 / FAX 072-988-6671	もうしこみ といあわせさき かくふくしじむしょ こそだ しえんがかり 申 込 ・ 問 合 先：各福祉事務所 子育て支援係 中福祉事務所 TEL 072-960-9274 / FAX 072-964-7110 西福祉事務所 TEL 06-6784-7982 / FAX 06-6784-7677
<b>请在迁入本市或从公司辞职后的 14 日之内                  办理加入国民健康保险申请手续</b>	こくほかにゆう とどけで てんにゆう かいしゃ や にちいない 国保加入の届出は、転 入 や会社を辞めてから 14日以内に
如果从其他市町村迁入本市或是从公司辞职后失去了社会保险资格时，请务必在 14 日之内提出加入国民健康保险的申请。超过 14 日之后因为是从加入之日开始适用保险，在没有保险证期间的医疗费必须自己全额负担。如果没有及时加入保险，也必须从丧失保险资格日开始追缴最多 2 年的保险费。详细内容请询问。	ほか しょうそん てんにゆう かいしゃ や しゃがいほけん 他の市町村から転 入 してきたときや会社を辞めて社会保険の しかく 資格がなくなったときは、国保加入届出を 必 ず 14日以内に きかん いりようひ ぜんがくじ こふたん にちいない てください。14日を過ぎると届出日からの給付となり、保険証の にち す とどけでび きゅうふ ほけんしょう ない期間の医療費は全額自己負担になります。 ほけんりょう かにゆうとどけ おく いぜん けんこうほけん しかく なお、保険料は加入届が遅れても、以前の健康保険の資格が ひ さいだい ねんかん ほけんりょう しほら なくなった日までさかのぼり、最大2年間の保険料を支払って くわ ないよう といあわ いただきます。詳しい内容はお問合せください。
询问处：医疗保险室 资格给付課 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804	といあわせさき いりようほけんしつ しかくきゅうふか 問 合 先： 医 療 保 険 室 資 格 給 付 課

# 大阪生活指南

## IV-4 离婚

### 2. 不愿离婚时

如你并不愿离婚，而被你的日本人配偶强迫离婚时，当对方不经你同意就在离婚申请上签名并提交役所时，离婚有可能成立。为了防止这种情况发生，最好到日本人配偶的原籍地、或居住地的市区町村役所提出不受理申请。这样，只要你不同意“协议离婚”，没有调停、判决等手续，不可能单方面离婚。但此制度不适用于双方均为外国籍的夫妇。

### 3. 离婚后的在留资格

如果你以“日本人的配偶”这一在留资格滞留日本，离婚后你将失去该资格。同样，与外国人结婚，以“家族滞在”的资格滞留也会发生相同的问题。这两种情况都一样，如不变更在留资格，将不能继续留在日本。请向各种咨询窗口或外国人在留综合信息中心大阪咨询。

<摘自公益财团法人大阪府国际交流财团(OFIX)网页「大阪生活指南」>  
<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

## IV-4 離婚

### 2. 離婚をしたくないとき

あなたが、日本人の配偶者から望んでいない離婚を迫られている場合、相手が勝手に離婚届に署名して役所に提出されると、離婚が成立することがあります。それを防ぐためには、日本人配偶者の本籍地、または居住地の市区町村役場に離婚届の不受理申請を提出しておくといでしょう。この申請をしておく、あなたが「協議離婚」に応じない限り、調停や裁判手続きなしに一方的に離婚されることはありません。ただしこの制度は、夫婦ともが外国籍の場合は適用されません。

### 3. 離婚後の在留資格

あなたが、日本人の配偶者としての在留資格で滞在している場合、離婚するとその資格を失うことになります。また、外国人同士が結婚し、家族滞在の資格で滞在している場合も同様の問題が生じます。いずれの場合も、在留資格の変更をしないと、続けて日本に滞在できないことがありますので、各種相談窓口や外国人在留総合インフォメーションセンター大阪に問い合わせてください。

<公益財団法人大阪府国際交流財団(OFIX)「大阪生活必携」より>  
<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

东大阪市国際情報广场	提供行政信息、咨询指南等。严守秘密。免费咨询。 日本語、英語、韓国・朝鮮語、中文	Tel 06-4309-3311 Fax 06-4309-3823
大阪府外国人情報处	英語、韓国・朝鮮語、中文、西班牙语、葡萄牙语、菲律宾语、越南语、泰语	Tel 06-6941-2297

